



社会福祉法人開成町社会福祉協議会
在宅福祉サービスの推進と移動手段の利便提供



ふくし移送サービス

福祉有償運送（道路運送法第79条）

- 利用対象者** ■下記の区分に該当する方で、開成町に住所を有する方。
- （イ）身体障がい者 （ロ）精神障がい者 （ハ）知的障がい者
 - （ニ）要介護認定者 （ホ）要支援認定者 （ヘ）総合事業対象者
 - （ト）その他（肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者）
- *原則として1名以上の介助者の同乗が条件。ただし、身体状況等のアセスメントにより、付き添いが必要ないと判断できる場合はこの限りではありません。

～申請～お支払いまでの流れ～

1.申請手続き



- ふくし移送サービス利用登録申請・誓約書に必要事項をご記入いただき、社会福祉協議会へご提出ください。
- 申請書は社会福祉協議会にお越しいただくか、ホームページよりダウンロードが可能です。
- 登録は年度毎に必要です。（年度末にご案内いたします）

2.審査・登録



- ご自宅へ訪問し身体状況等のアセスメントを行うとともに、車の駐車場所を確認いたします。
- 利用登録の可否を審査・決定いたします。

3.利用の予約



- 利用する日の7日前までに社会福祉協議会に電話で申し込みをする。
- ご予約時に「日にち」「ご自宅へのお迎え時間」「行き先」を伺います。
- 検査や手術など、長時間の待機が必要なことが事前に分かっている場合にはお知らせください。

4.利 用



- 有料道路、有料パーキングをご利用の場合はその場でお支払いください。
- 片道でのご利用も可能ですが、距離計算は行き先×2倍として計算いたします。
例) ご自宅～A 病院まで5Km⇒5Km×2＝請求10Km
- 2名同時に利用（相乗り）することはできません。1名1台のご利用となります。
付き添いは複数名でも可。

5.支 払 い



- お支払いの方法は3種類です。
- ①現金（来局）
- ②現金（集金）指定日になります。
- ③振込（振込手数料はご利用者負担をお願いします）